

宍粟市ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税の推進と地元物産のPR、販売促進及び地元企業の活性化など相乗効果を図ることを目的として、ふるさと納税による寄付をいただいた方に進呈する返礼品を募集します。

2 申込要件

以下の条件をすべて満たしている法人または個人とします。

- (1) 市内に事業所を有すること。ただし、市内において原材料の主要な部分が生産された物品を取扱う事業者で市長が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

3 募集期間

令和7年4月1日から令和10年1月31日まで

4 募集する特産品と市の負担

- (1) 市内で生産、製造、加工、もしくは採取される物品、または市内で行うサービスで、市のPRにつながるもの、または市内において原材料の主要な部分が生産された物品を返礼品とします。なお、返礼品は単品でも詰め合わせでも取扱い可能です。

- (2) 返礼品の基準価格と市が負担する代金の限度額の例は次のとおりです。

寄附金額 コース	基準価格	市の負担限度額 (消費税、梱包代含む)
1万円	3,000円程度	3,000円
2万円	6,000円程度	6,000円
3万円	9,000円程度	9,000円
4万円	12,000円程度	12,000円
5万円	15,000円程度	15,000円
6万円	18,000円程度	18,000円
7万円	21,000円程度	21,000円
8万円	24,000円程度	24,000円
9万円	27,000円程度	27,000円
10万円	30,000円程度	30,000円
15万円	45,000円程度	45,000円
20万円	60,000円程度	60,000円
25万円	75,000円程度	75,000円
30万円	90,000円程度	90,000円
40万円	120,000円程度	120,000円
50万円	150,000円程度	150,000円
100万円	300,000円程度	300,000円

※返礼品の単価に合わせて、10,000円刻みで寄附金額コースの追加が可能です。

(3) 送料は 1,000 円を上限として市が負担し、不足する場合はその不足額を事業者が負担するものとします。また、複数回発送する返礼品については市が認める場合に限り、発送ごとに 1,000 円を上限として市が負担します。

(4) 返礼品の取扱期間は市が指定する日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

5 事業者の特典等

(1) 事業者は返礼品の発送にあたり、自社の商品カタログやチラシ等を同梱して発送することができます。

(2) 事業者が出品した返礼品は、ふるさと納税ポータルサイト及びパンフレット等に掲載し PR します。

6 申込方法・申込先

「宍粟市ふるさと納税返礼品（申込書・変更届）」に必要事項を記入のうえ、必要書類を揃えて宍粟市役所地域創生課（宍粟市山崎町中広瀬 133-6 宍粟市役所 3 階 TEL63-3066）までお申し込みください。

7 その他

(1) 申込品数の上限はありません。

(2) 返礼品選考の審査は市が行い、その後県を通じて総務省にて審査されます。総務省より承認された申込品について、返礼品として取り扱うことができます。審査結果は審査後速やかに通知します。ご希望に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 返礼品の審査にあたり、事業所の住所や市税の納税状況に関する情報を確認しますので、同意のうえ、お申し込みください。

(4) 市が返礼品の内容について、提案を行う場合があります。

(5) 返礼品発送とあわせて、自社のカタログやチラシを同梱することはできますが、返礼品発送時以外でダイレクトメールを送るなど、個人情報をも目的外で使用することはできません。

(6) 返礼品の発送にあたっては、あらかじめ寄付者に受取日時の連絡・調整や、返礼品に関するお問い合わせの対応をしていただきます。

(7) 写真のデータについては、メールでの送付、または CD-R、DVD-R による提出のみとなっております。今後の PR のため、できるだけ多くの写真の提供をよろしくお願いいたします。